

入札説明書

1 公告日

令和7年2月3日（月）

2 件名

業務用自動車賃貸借契約

3 入札方法等

（1）入札書は、県が定める様式（第3号様式）を使用すること。

（2）入札書は、書面により直接持参して提出すること。

（3）入札の方法

ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の納付に係る確認を受けること。

イ 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

ウ 代理人がする入札の場合は、本人の委任状（第4号様式）を持参すること。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

（1）保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合。

（2）過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 本入札に係る公告に定める条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正な行為があった入札
- (8) 入札保証金の金額等について、沖縄県財務規則第 100 条の規定を満たさない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

6 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札候補者がいない場合は直ちに再入札を行い、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札をおこなっても落札候補者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、一般競争入札参加資格確認申請書に用いた印鑑を持参すること。代理人が入札を行う場合は、委任状の「代理人使用印鑑」を持参すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合は委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (3) 入札は最大で3回行うため、入札書はあらかじめ複写して持参すること。

8 その他留意事項

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「確認申請書」）の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された確認申請書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された確認申請書は公開しない。
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。